

東大阪市庁舎（2階）電子モニター広告等設置に係る仕様書

1. 事業の概要

- (1) 東大阪市庁舎（2階）に電子モニター広告等を設置し、広告及び市政情報を放映する。
- (2) 代理店は、広告料を本市に納付する。
- (3) 代理店は、本市の行政財産使用許可を得た上でその使用料を納付する。
- (4) 事業の実施にかかる費用（電子モニター広告等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用）については、代理店の負担とする。なお、電気料金は、代理店がカタログ等により申告する消費電力量に本市が設定する単価を掛けて算出される金額とし、市に納付する。
- (5) 設置期間終了後、代理店は速やかに電子モニター広告等を撤去し、原状回復をするものとする。

2. 電子モニター広告等の設置場所

※設置場所については次の場所を予定とするが、その詳細については協議の上決定するものとする。

東大阪市荒本北一丁目1番1号

【広告付き電子モニター】（32インチ以上、壁掛け）

市役所2階 市民生活部市民室市民課2台

【広告付き電子モニターと併せた番号案内表示システム】（32インチ以上）

市役所2階 ○市民生活部医療保険室資格給付課1台（天井吊り下げ）

○市民生活部医療保険室保険料課1台（天井吊り下げ）

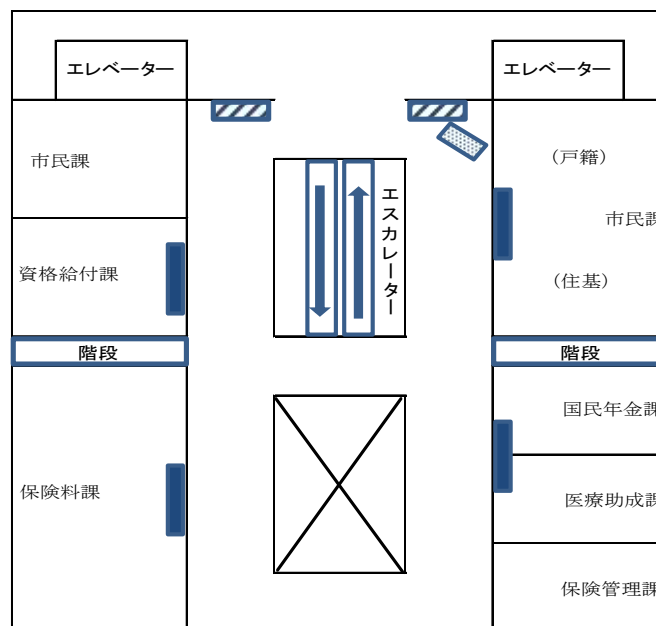
○市民生活部医療助成課・市民生活部国民年金課1台（天井吊り下げもしくはカウンター据え置き）

○市民生活部市民室市民課1台（天井吊り下げ）

【番号案内表示システム】（32インチ以上、スタンド）

市役所2階 ○市民生活部市民室市民課1台

2Fフロア図



広告付き電子モニター



広告付き電子モニターと併せた番号案内表示システム



番号案内表示システム

3. 電子モニター広告等の運用期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

※設置日時については、協議のうえ決定するものとする。

4. 電子モニター広告等の設備

(1) 広告付き電子モニター

- ① モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は32インチ以上とし、画面表示サイズは、協議の上、決定するものとする。
- ② 行政情報の放映期間は、6ヶ月、1ヶ月及び2週間の期間を設定し、それぞれの放映枠は別途協議とすること。
- ③ 放映する民間企業等の広告の内容については、東大阪市有料広告掲載要綱及び東大阪市有料広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に東大阪市の審査を受け、その承認を受けること。
- ④ 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ⑤ 音声については、無音とすること。
- ⑥ モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(2) 番号案内表示システム

①受付番号札発券システム

来庁者の手続内容（各種受付及び届出等）に応じて番号札を発券し、手続を担当する窓口を設置されている呼出機で番号札に記載された番号を表示するとともに音声案内により担当窓口に来庁者を誘導するシステム。なお、以下のイ・ウについては、現状を基にした必要台数としているが、機器構成・性能等によっては協議の上台数を変更する場合がある。

ア. 番号札発券機

- ・市民生活部医療保険室資格給付課1台、医療保険室保険料課1台、医療助成課1台、国民年金課1台、市民室市民課4台設置
- ・手続内容ごとの呼出待ちの人数を表示できること。
- ・市民室市民課の内3台は証明書の交付用発券機とし、出力される券の形態は2枚仕様で、1枚目と2枚目がミシン目等で連なって発券できるものとする。
- ・手続内容は、医療保険室保険料課が5つ以上、その他は4つ以上表示できること。

イ. 受付窓口呼出機

- ・市民生活部医療保険室資格給付課3台、医療保険室保険料課8台、医療助成課2台・国民年金課3台、市民室市民課6台設置
- ・同一番号を再呼出しできる機能を有すること。

ウ. 個別表示機（番号表示ポール型）

- ・市民生活部医療保険室資格給付課3台、医療保険室保険料課4台、医療助成課1台・国民年金課2台、市民室市民課1台設置
- ・発券した番号札を持つ来庁者を担当窓口呼び出すために、担当窓口ごとの通し番号及び呼出待ち人数を表示できること。
- ・同一番号を再呼出しできる機能を有すること。

エ. その他

- ・集計データ作成機能を有すること。

②番号案内表示システム（モニター）

番号札に記載された番号を番号案内表示モニターに表示するとともに音声等により担当窓口に来庁者を誘導するシステム。

- ・モニターは薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は32インチ以上とし、画面表示サイズは、協議の上、決定するものとする。
- ・画面表示内容については、プロポーザルにより提案のあった内容を踏まえ、別途協議をするものとする。
- ・電源のオン、オフをタイマーで管理できること。

- ・音量は業務に支障がない範囲とし、設置場所の状況に応じて、本市が簡易に音量を自由に調整（無音を含む。）できること。
- ・テンキー等による操作入力により、番号をモニターに表示又は取消しが自由に調整できること。
- ・モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

(3) 電子モニター広告の放映時間

放映時間は開庁日（土曜日（第4土曜日を除く）、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日）を除く日）の午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、自由に延長又は短縮ができること。

(4) その他

- ①モニター広告の提供期間中であっても、市役所のレイアウト変更等やむを得ない場合は、この事業の一部又は全部を中止することがある。
- ②モニター広告の提供期間中であっても、代理店の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、この事業を中止することがある。
- ③故障等の対応については、代理店が当日中に責任を持って対応をすること。

5. 業務分担

①設置場所

設置場所の現地調査（代理店）、設置場所決定（本市）、取付工事等（代理店）

②行政情報

行政情報募集（代理店）、行政情報の提供（本市）、コンテンツ制作（代理店）、コンテンツ内容の確認（本市）、放映データ準備・試験放映（代理店）、放映確認（本市）、本放映・メンテナンス（代理店）

③広告主募集等

協賛広告主募集（代理店）、コンテンツ内容打ち合わせ（代理店）、コンテンツ作成（代理店）、審査（代理店）、審査・承認（本市）、本放映・メンテナンス（代理店）

6. 著作権

本市が代理店に提供する行政情報に基づき作成された内容は、市に著作権が帰属し、代理店が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、本市の許可を得なければならない。

7. その他

(1) 広告の募集に関して

- ①「東大阪市有料広告掲載要綱」「東大阪市有料広告掲載基準」「東大阪市庁舎（2階）広告付き番号案内表示システムに係る広告掲載要領」「東大阪市庁舎（2階）広告付き番号案内表示システム設置に係る提供者募集要領」を遵守するとともに、本市からの指示がある場合はその指示に従い広告募集等を行うこと。
- ②本市は、広告募集に関して、諸団体事務局への依頼文等の交付を行うことはできるが、直接団体構成員への協力依頼は行わない。
- ③広告については、事前に本市と協議するものとする。この場合において双方の協議が整わない場合は、その広告は掲載できないものとする。
- ④広告募集にあたっては、行政広報の公益的な性格から本市に納入する広告料を十分に考慮し、適正な価格で販売しなければならない。
- ⑤広告の営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

(2) 電子モニター広告等に関する責任

電子モニター広告等に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、本市および代理店は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、代理店が集めた広告内容や地域情報等に関する一切の責任は、代理店が負うものとし、本市は一切の責任を負わない。

(3) 関係法令遵守等

本事業の実施にあたっては、東大阪市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティポリシー実施手順及びその他関係法令の遵守を徹底すること。また、電子モニター広告の放映に関しては、人権および男女共同参画の視点に配慮して行うこと。